

政務活動費活動報告（視察）

(1) 彦根市議会・公政会

視察先：高知県南国市・市役所5階

視察項目：市役所の耐震化整備工事について

説明していただいた職員：総務課長（兼・選挙管理委員長）

実施日：視察日：平成26年10月27日・午後2時～3時42分

【1. 調査の目的】

(1) 本市における現状および本市における課題

市役所本庁舎の耐震化整備工事に関しては、現在、足踏み状態のまま経過している。

市民にとっても、職員にとっても、将来の彦根市にとっても、どのような進め方をしていくべきかを、実際に耐震化整備事業を進めておられる（現在進行中）の先進地を視察研修することで、現場の声を聴かせていただき、彦根市へ反映させることを目的とする。

【2. 調査地選定理由】

(1) 調査項目

事前に提出していた質問項目

- 1・これまでの耐震化の議論の内容
- 2・今回の耐震化に至った要因
- 3・国の補助金活用の目処
- 4・耐震化による市民サービスの影響
- 5・工事期間中の安全対策
- 6・耐震化こうじのタイムスケジュール
- 7・必要経費の概算と工事入札システム
- 8・巨大壁画撤去に対する市民の声に対する考え

以上の項目については、別添資料に回答を記載

【3. 調査結果】

(1) 内容

説明の概要

平成23年度から総務部総務課長を勤めておられる職員から説明をいただきました。これまでリフォームも含めて一切の改修がされてこなかった南国市役所庁舎はコンクリートの劣化が著しく、打ちっぱなしの外壁には黒染みが目立ち始めている。配管や給水設備にも不具合が発生し、特にトイレの汚水対策は大きな問題となっているのが現状。

平成19年に、南海トラフ大地震発生の可能性も視野に調査建設・整備検討委員会が設置された。

新築するには概算40億円（一般財源から15億円の拠出が必要）との費用が必要であると算出されたが、現在の基金積み立ては2億円少しに留まり、耐震化改修する方向で平成24年9月補正予算、12月に契約に至った。

仮庁舎を想定せず、現在の場所で平日の執務時間も工事を進めている。

外側にV字ブレース、内部は室内のものが倒れないよう固定し室内リフォームを順次実施している。

床面のリフォームだけでも1億円の費用が発生すると想定している。

他に参考資料として、以下の四点を別添

※庁舎完成概観図の資料

※ 市民ホールサイン・各階テーマカラーの参考資料

※ 南国市庁舎耐震補強およびその他改修工事の資料

※ さよならオナガドリ壁画を掲載した新聞記事

(2) 考察（説明後の質疑応答から）

説明に対する質疑応答の概要

Q：執務スペース・リホームの見通し、原稿との耐震化後のスペースの比較は

A：内部ブレースの必要性がないため、執務スペースの変動はない

内部リフォームに一億円を要する。

1階は床・天井・壁共にリニューアル、電灯もLED化

天井は塗装によるリニューアル

Q：外側ブレースのみでの耐震性は

A：外の柱の中にブレース

Q：耐震審査での判定の結果は

A：震度6に耐えられる

免震のための新庁舎という認識

Q：専門家・職員による検討委員会から提出された答申と市長見解が合致せず、耐震化のみで対応との結論に達したが、その経緯は

A：新築するのがベストであるが、費用の40億円は財政的にも苦しく、2億円余りの基金では無理であると断念

出来るだけ早くに工事を進めなければならないが、国交補助100%活用して津波時の避難所としての避難タワーを14基新設した。

Q：市民の安全性・市民サービスの向上よりも、コスト有きか？

仮庁舎構想断念の理由は？

A：仮庁舎関係の費用として1億円が必要であり、基金残高1700万円になってしまうため、市長決断により断念した経緯がある。

Q：移設の必要な部署は

A：執務スペース不足は否めない。

解決策として、市民ホールは足場が組みやすく、1階部署は通路確保も難しい状態であり、文化会館的な施設を考えている。

Q：バリアフリー麵での配慮は

A：ほと・まち条例に基づき、バリアフリー化する

Q：工事期間中の仮庁舎の考えは

A：執務しながら耐震化工事を進めている。

廊下・トイレ部分はフロアごとに工事。

共用部分のリフォームの進め方は、まるで尺取虫のように済んだ箇所を移動しながら。

建築資材置き場は、東側に平成23年度購入の上下水道部用の用地を活用している。

資材は必要な分だけ搬入している。

Q：災害時には本部機能を有するが、危機管理については

A：BCP業務継続計画に準じている。

庁舎使用不可の場合は、消防署を代替とする。

Q：検討委員会のメンバーは

A：最終的に職員、副市長が委員長。

コンサルタントは入っているが、議員は含まない。

Q：発注方法は

A：プロポーザル方式ではなく一般競争入札方式

Q：庁舎外の施設や部署はあるのか

A：上下水道部と福祉保健センター、社会福祉協議会があるが、こちらは耐震が必要であり12月に入札予定

Q：耐震化の対象面積は

A：6200平米、地下1階・地上5階

Q：検討委員会での関東の経緯は

A：平成19年11月に方向性の検討を行い、検討委員会では免震となったが、平成22年11月、具体的な検討が行われ、副市長が委員長となって平成22年7月から11月までの間に6回の検討委員会を開催

検討委員会と市長の見解が異なり、最終的には市長決断による。

Q：リフォームできていない部署への第二弾工事の予定は

A：し残り部分、特に床部分は工事が不可、天井は財政課と検討中

Q：ずばり、耐震化整備工事の総額の中の市単独の費用は

A：8億5000万円の中、耐震化に係る部分としての国庫補助金を除く3億5000万円が市の負担となる。

以上のような、各議員から各般に及ぶ熱心な質疑があり、総務課長からは丁寧でわかりやすい答弁をいただきました。

彦根市としても、有識者による検討委員会からの答申を受けて、耐震化整備のための工事が本格着手に向けて進む中、今回の視察での研修成果をしっかりと反映し、十分な議論を重ねていきたいと考えます。

馬場 和子

政務活動費活動報告（視察）

(1) 出席者（会派名・個人名）

会派 公政会 北村 収、西川 正義、宮田 茂雄、渡辺 史郎、馬場 和子、
安居 正倫、安澤 勝

(2) 実施日：2014年10月28日

【1. 調査の目的】

(1) 本市における現状

昨今各地でLEDを使ったイルミネーションがブームになっている。当市でも彦根城や玄宮園でも大型のライトを照射してはいるが幻想的ではない。また夢京橋商店街や滋賀中央信用金庫銀座支店でもライトアップがなされている。

(2) 本市における課題

大型のライトアップはされているが、他市のように小さなLEDを大量に使用したライトアップはない。

【2. 調査地選定理由】

(1) 調査項目

光の街づくりについて

選定地1：徳島県阿南市

【3. 調査結果】

(1) 内容

昭和29年～33年にかけて富岡町など12町村が合併し阿南市が誕生した。その後、平成18年にも那賀川町、羽ノ浦町を編入し、人口76300人、世帯数30160戸となり現在の市域が形成された。駅西側にあたる富岡町周辺には6つの商店街があったが、東側に大型店の出店や開発により東側が賑わいを見せた。そこで市は、中心市街地活性化と産業の更なる活性化を目指し、県の地域賑わい創出補助金を活用しLEDイベントを実施された。それにより阿南市の全体イベントとして認識してもらえるようになっていった。

阿南市には日亜化学工業があり、ノーベル物理学賞を授与された中村教授の青色発光ダイオードLEDの発明により大きく変わっていった。

平成16年に光のまちづくり協議会を立ち上げ、平成17年には観光・交流・情報発信の場として、光のまちステーションプラザを開設された。外観はLEDで装飾され、一階では体験コーナーや展示ギャラリーとして、また駅や高速バス乗り場に近いことから観光案内所を併設し、LEDを使った商品や特産品の竹を使った商品などお土産も販売されていて、二階には地元企業の最新LED商品が展示されている。補助金は、協議会に対して平成19～21年度500万円。平成22年度～26年度は450万円。

国のまちづくり交付金を活用した光のモニュメントの常設化を図るためLED電飾事業を

実施し桜の木など17本にイルミネーションを施し、さらに2000万円をかけて牛岐城跡公園にドーム型LED電飾オブジェを設置しキラキラドームとして賑わいの創成を図られている。また、オブジェは貸出ができるので、大阪難波グランド花月前でも展示された。

(2) 考察

イベント期間中は2015年の25万人をはじめ多くの人出で賑わっているが、商店街など商業的には顧客獲得には結びついていないのが現状のようであった。当市の商工会議所小出会頭はLEDイルミネーションを使った光の街づくりに非常に興味を持たれており今後阿南市のような取組が実行されると交流人口の増加は見込めるが、観光と商業が一体化した街づくりをしていかなければ市全体として活性化には繋がらない。しかしながら、三重県の菜花の里や長崎県のハウステンボスなどの映像を見ても綺麗で、他市のお株を奪うようなイベントをして、彦根城から町に人が溢れるくらいのイベントができればと思う。

彦根市議会公政会行政視察復命書

- (1) 出席者（会派名・個人名）
・彦根市議会公政会
北村収 宮田茂雄 安澤勝 安居正倫 馬場和子 西川正義 渡辺史郎
- (2) 実施日：
・平成26年10月29日（香川県坂出市）

【1. 調査の目的】

- (1) 本市における現状
・本市議会における政務活動費の使途について議員から使途基準が明確でない部分がある、使いにくい、活動報告紙やインターネット接続費用、パソコンインク代等についても対象にならないかなどの意見が出されていたため、運用内容を見直すこととし、平成26年4月1日発効の「彦根市議会政務活動費の手引き」が作成されたところである。
- (2) 本市における課題
・「彦根市議会政務活動費の手引き」は作成されたものの実質運用はこれからであり、他市町の運用事例と比べてどうなのかを検証する必要がある。また交通旅費や宿泊費等について検討の余地があり関連事項について調査する必要がある。

【2. 調査地選定理由】

- (1) 調査項目
・政務活動費の運用について、「彦根市議会政務活動費手引き」との内容の違いや解釈、チェック方法、議員の反応や課題について調査する。
- (2) 選定地
・香川県坂出市役所

【3. 調査結果】

(1) 内 容

1) 視察内容

1. 視察先 香川県坂出市役所
2. 日時 平成26年10月29日(水) 10:10～12:00
3. 調査項目 政務活動費の運用について
4. 対応者 坂出市議会 副議長 松田実
坂出市議会事務局 次長 中西佐和子
5. 坂出市概要 人口 54,289人 H26・4現在 (減少)
H26予算 一般会計 約221億円 特別会計 約159億円
議員数 22人
6. 坂出市議会政務活動費について
・年間議員1人当たり 25万円(議員数22人) (H19年4月から)
・H21年4月からすべての支出に領収書の添付義務づけ
・H21年4月 政務調査費マニュアル作成 (H24年12月改正)

7. 坂出市議会政務活動費マニュアル(平成25年3月)

- ・別添資料のとおり

8. 坂出市政務活動費マニュアル概要(支出についての指針を具体的に示している)

1) 使途の原則

①執行に当たっての原則

- ・執行に当たっての留意事項として、条例や規則の定める使途に従うとともに、活動の目的、必要性、妥当性、会派の了承、適正手続き、支出内容説明書類保管等について明示

②実費弁償の原則

- ・社会通念状妥当な範囲内で調査研究活動等に要した経費の実費を支出する

③按分の原則

- ・調査研究活動と後援会活動等私的な活動との区別が難しい場合、実態に合わせ適切な割合で按分支出する

2) 政務活動費として支出できない経費

- ・支出できない経費を明確にしている

3) 使途基準項目別明細

- ・調査研究費、研修費、会議費、調査旅費、要請陳情活動費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、について内容、留意点、支出の対象の適否を細かく明示している

4) 会計手続き

- ・会計帳簿等の整理保管
- ・収支報告書等の提出(領収書、レシート、払い込み受領書、支払証明書、経費明細書)
- ・領収書等の添付(支出したすべての経費について領収書等を添付)

9. 事前質問

Q: 議員から政務活動費使いにくいとの声はないか?

A: 個人での政務活動のための支出が困難との声あり、調整はついていない

Q: 貴市のマニュアルに対する議員の反応は?

A: 一々お伺いが要る(事前届け書) などのためもっと簡略にの声があったが、兵庫県議の報道以来、やはりきっちりするべきだとの認識あり

Q: 按分の原則について基本的な考えや根拠は?

A: 政務活動以外の私的活用の場合 1/4 の政務活動費充当が可能、根拠は他市の事例参考

Q: 宿泊費は貴市条例に準じ1泊14000円となっているがそれ以下で宿泊したら?

A: 宿泊費は定額支給で領収書添付を求めている、交通費や食事代も込みと考えている

Q: バス等領収書が取れない場合は?

A: 領収書が取れない場合は、会派会長による支払証明書により処理

Q: 議員が自宅で使用するインターネット接続料やインク代、電話代は?

A: 通信費の使途は認めておらず接続料や電話代は不可、インク代は1/4の範囲で可

Q: 収支報告書の公開は? 領収書類は?

A: 収支報告は議会日より、HPに掲載、領収書は閲覧可、

Q: 政務活動費のチェックはどこでどのようにしているか?

A: 議会事務局の政務活動費担当が支出前に正当性をチェックしたうえ支出している

Q：貴市マニュアルの課題は何ですか？

A：定額支給している宿泊費について、実費支給の声あり、今後の検討課題である

10. 質疑応答

Q：活動報告書について後援会などの私的な部分がある場合は？

A：会派支給なので会派の報告書しか認めていない(個人的なものは不可)発行前に現物付けて申請してもらいここでチェックしている

Q：旅費について検討する委員会はあるか？活動報告新聞は私的なものは駄目か？インク代等は？

A：旅費等は議運で検討、活動報告新聞は私的な例がないので無い、会派のパソコンや接続料は事務局備品として負担、自宅使用パソコンのインク代は1/4可としている

Q：市民からの収支報告について公開請求はあるか？

A：無い、24年度からHPで公開している

Q：宿泊費定額支給だと差額の出る場合があるが？

A：定額支給は検討の余地があると思っている

Q：議運の役割は？

A：議会改革も議運でやった

Q：旅費のバス、レンタカー、鉄道、飛行機使用の場合はどうなる？

A：飛行機は沖縄と北海道のみ可、バス、レンタカー、鉄道は比較して安い方を支給

Q：事務局6名のうち政務調査費のチェックは何人が担当？トラブルは？

A：6年目のベテラン係長が担当、図書購入費に週刊誌があったので不可とした

Q：人口の割に議員数多い？

A：23年に24人から22人に、さらに次回選挙から20人に減数となる

Q：マスコミに報道されているハガキ、切手はどこまで認めているか？

A：購入例はない、換金できるものは不可、通信費は市民へのアンケートなど回答もらうもののみ可、新聞折り込み費は可

Q：彦根市では事務局がチェックに困るようなグレーな部分の無いよう目指しているが貴市ではおみやげ代は？

A：額は決めてないが3000～4000円くらいと思っている

Q：備品はどこまで認めているか？

A：曖昧などところがあるがデジカメは可、冷蔵庫やテレビは不可

Q：議員の通勤費は？

A：無し、22年まで一日当たり2000円支給していたが議会改革で廃止した

Q：広報紙で片面議会報告でもう片面を写真にした場合、両面薄く写真でその上に文字を入れた場合は？

A：明確な基準は無いので協議することになる

(2) 考察

- ・政務活動費は議員が、知識を高めたり活動報告をしたり情報収集などの調査研究活動を行うための経費の一部を会派に支給されるものであり、市民の大切な税金である。最近の一部議員の悪質とも言える不適切な使途が発覚してマスコミを賑わしたが、これが皮肉にも政務活動費についての市民や議員の、関心や認識を高めることに役立ったことは事実である。このことにより全国的に政務活動費の使途が有効により透明性が保たれるようになることを期待したい。

- ・今回坂出市議会の政務活動費マニュアルの概要や執行状況について調査したが、マニュアルそのものは整然とした文書にまとめられているが、基本的な内容は本市政務活動費の手引きとほぼ同様となっていた。収支報告書はHPや議会だよりに掲載公開しているが、領収書については議会で閲覧可能としている。旅費や広報紙発行に関する部分などは課題も多いため今後の検討課題としている点も本市と似たりよったりであった。

なお、社会情勢の変化や政務活動費に関する判例や判決に応じて内容の精査を行い、適宜見直しを図っていくことが明記されているがこれは大切なことであり、本市においても明記はしていないが同様な措置を執ることが必要である。

- ・使途基準等について余りがんじがらめにすれば、今度は使いづらいものとなり活発な政務活動に支障を来すことにもなっては本末転倒である。大切なことは、常に国県市町の動きや社会情勢に留意し不都合が生じれば臆することなくマニュアルを変更することや、マニュアルは使用する者の基準であり市民の了解が得られたものでないことから、議員ひとりひとりが市民の大切な税金を使っているとの自覚と認識をしっかりと持つことが望まれることは言うまでもない。

(以 上)